

保育士等派遣業務委託 質問に対する回答

1 実施要項 1 頁 2-(3) 契約期間について 契約期間は、年度更新ではなく、令和 8 年までの契約となるのでしょうか。

契約期間は令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

2 実施要項 1 頁 2-(3) 契約期間について 抵触日の兼合いも出て参りますが、現時点で、令和 8 年 4 月以降の更新はお考えでしょうか。

現時点で未定です。

3 実施要項 1 頁 2-(4) 履行期間について 最大限、保育従事者の確保に努めますが、万が一、保育従事者の確保に至らなかった場合、指名停止等の処分はあるのでしょうか。

本契約は、「保育士等派遣業務委託実施要項 1 目的」に記載のとおり、複数の事業者と契約を行います。契約を締結した場合、契約期間中は保育士等の確保に最大限尽力いただきますが、確保に至らなかった場合でも契約不履行にはならず指名停止等の処分はありません。

4 仕様書 1 頁 2 就業場所について 就業場所については、保育従事者の希望を出せるのでしょうか。

就業場所は、記載の 4 施設の中から、都度本市が指定します。

5 仕様書 1 頁 3 業務内容について 具体的な業務内容をお示してください ・主たる業務の有無（担任業務） 例）書類：年間計画、月案、週案、日案の作成の有無 例）書類：連絡帳（お帳面）のみ 例）配置：乳児クラス、支援児対応、フリーなど

業務内容は保育業務全般です。どのような業務に就くかは、都度協議を行います。なお、3～5歳のクラス担任業務は想定していません。

6 仕様書 1 頁 4-(1) 資格について 子育て支援員資格でも、番号 1～4 の施設で就業可能という認識でよろしかったでしょうか。

お見込みの通りです。都度発注する派遣依頼に、必要資格や勤務先を記載します。

7 仕様書 1 頁 4-(1) 資格について 幼稚園教諭免許のみ取得している者は、派遣対象外との認識でよろしかったでしょうか。

お見込みの通り、派遣対象外です。

8 仕様書 1 頁 5 就業日について 土曜日の就業は月に何回程度あるのでしょうか。

シフト勤務になるため、勤務先と派遣労働者の都合を合わせます。そのため、土曜日の就

業が無い可能性もあります。

9 仕様書 1 頁 6 就業時間について シフト勤務との記載がありますが、具体的な就業時間をお示してください。

仕様書に記載のとおり、就業時間は午前 7 時 30 分から午後 7 時 30 分までの間で、週 5 日 38 時間 45 分（1 日あたり 7 時間 45 分）を原則としています。

10 仕様書 2 頁 11 届出事項について 業務計画書の具体的な内容をお示してください。また、業務計画書のひな型はあるのでしょうか。

業務計画書は、厚生労働省が示している派遣労働者通知書の記載例で示された内容を記載していればよく、派遣労働者通知書でも構いません。様式は任意とします。

11 仕様書 3 頁 17-(6) 通勤について 自動車駐車場の確保はしないとの事ですが、自身で駐車場を契約した場合、自動車通勤は可能でしょうか。

お見込みの通り、契約金額は本人負担となりますが、可能です。

12 仕様書 3 頁 17-(6) 通勤について バイク通勤は可能でしょうか。可能な場合、駐輪場を利用する事は可能でしょうか。

お見込みの通り、バイク通勤は可能です。

13 仕様書 3 頁 17-(8) 代替職員について 代替要員を派遣するよう努めることとして記載がありますが、確保に至らなかった場合、指名停止等の処分はあるのでしょうか。

確保に至らなかった場合でも指名停止等の処分はありません。

14 仕様書 3 頁 17-(8) 代替職員について 契約期間内で派遣終了に至った場合、最大限、代替職員の確保に努めますが、質問 3. 同様に、代替職員の確保に至らなかった場合、処分等はあるのでしょうか。

確保に至らなかった場合でも指名停止等の処分はありません。

15 週 3 日間勤務や、午後のみ勤務といったシフト時間内での固定時間勤務の提案は可能か。

可能ですが、希望に添えるかどうかは確定できません。

16 派遣労働者の途中退職に関して

派遣労働者が途中で退職した場合、代替職員の手配が即日できない場合があるが大丈夫か。なるべく早い手配が必要ですが、確保に至らなかった場合でも指名停止等の処分はありません。

17 契約期間に関して

派遣労働者の契約期間は契約日から 2024 年 3 月 31 日となるのか。また更新の有無に関

してはいつ頃を予定しているのか。

派遣労働者の契約期間は、個別のケースによります。最長でも契約日から令和8年3月31日までです。

18 派遣保育士の提案の流れについて

派遣保育士提案から採用、稼働開始までの流れの提示をお願いしたい。

市から個別に派遣を依頼し、派遣元にて採用（又は採用済みの者でも可）、市に報告の上、稼働開始となります。

19 保育士の提案に関して

派遣保育士自身の知人等が既に該当施設で就業している場合や、自身の子が過去に通園していた場合も提案は可能か。

派遣保育士自身の子が現に通園している場合は就業はできません。その他は、就業可能です。

20 就業場所について、希望施設を伝えることは可能か。

その時点で募集している施設であれば可能ですが、希望に添えるかどうかは確定できません。

21 クラス内や職員間でトラブルが発生した際には、配置転換は可能か。

その時点で募集している施設であれば可能ですが、希望に添えるかどうかは確定できません。

22 勤務実績の確認は履歴書での確認で問題がないか。

問題ありません。

23 業務計画書及び派遣労働者名簿のフォーマットや記載事項について指定があるか。

業務計画書は、厚生労働省が示している派遣労働者通知書の記載例で示された内容を記載していればよく、派遣労働者通知書でも構いません。様式は任意とします。

24 自動車駐車場は個人で確保できる場合、車通勤は可能か。

契約金額は本人負担となりますが、可能です。

25 突発的な休暇（自身の発熱や、子の体調不良、親族の不幸など）の場合も代替要員の派遣は必須か。

原則必要ですが、確保に至らなかった場合でも指名停止等の処分はありません。

26 園行事と私用が被った際は休暇の申請は可能か。

シフト勤務での就労になりますので、事前に休暇の取得を申請してください。